

別府市別府競輪地域振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第1条第1項の規定に基づき、自転車競走によって体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するため、別府市別府競輪地域振興事業補助金（第3条第2項第1号を除き、以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別府市に活動拠点を置き、活動している法人その他の団体であって、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者及びその代表者が市税を完納していること。
- (2) 補助対象者及びその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する次に掲げる事業で、総事業費が200万円以上のものとする。

- (1) スポーツの振興を目的とする事業
- (2) 教育又は文化交流を目的とする事業
- (3) 市民生活の向上等を目的とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象事業において、他の地方公共団体その他公の機関から補助金等の交付を受けようとする場合
- (2) 補助対象事業が、補助対象者が過去に補助金の交付を受けた事業と

同一の事業である場合

(3) 一過性のイベントである場合

3 補助対象事業の実施期間は、第7条第1項の規定により補助金の交付を決定した日の属する年度の末日までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助率は、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる事業 5分の4
- (2) 第3条第1項第2号に掲げる事業 5分の4
- (3) 第3条第1項第3号に掲げる事業 4分の3

2 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる第7条の規定による選定の順位に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第1位 予算額に10分の6を乗じて得た額
- (2) 第2位 予算額に10分の4を乗じて得た額
- (3) 第3位以下 予算額に10分の2を乗じて得た額

3 前項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に別府市別府競輪地域振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 申請者の概要を明らかにした書類

(5) 誓約書（様式第4号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、一の年度において、一の補助対象者につき1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、別に定める別府市別府競輪地域振興事業補助金補助事業者選定委員会の意見を聴いた上、補助金を交付する申請者を選定し、別府市別府競輪地域振興事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、別府市別府競輪地域振興事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、別府市別府競輪地域振興事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに別府市別府競輪地域振興事業補助金中止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、別府市別府競輪地域振興事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 事業決算書（様式第11号）
- (3) 収支を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の決定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、別府市別府競輪地域振興事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、別府市別府競輪地域振興事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の交付決定の日から補助事業が完了する日までの間に補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付を請求しようとするときは、別府市別府競輪地域振興事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分については、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 別府市補助金等交付規則若しくはこの要綱の規定又は市長の指示に違反したとき。
- (5) 補助事業の変更若しくは中止をしたとき又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

(補助事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した設備等について、別府競輪のロゴマーク(様式第14号)並びに別府市別府競輪地域振興事業補助金交付事業である旨の表示を行わなければならない。

(取得した機械、器具、設備等の処分制限)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した機械、器具、設備等について、当該機械、器具、設備等を補助金の交付の目的以外の目的で使用し、若しくは移設し、又は贈与し、売却し、若しくは貸付けの対象としてはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過したときは、この限りでない。

(書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

別表

補助対象経費	内容
人件費	補助対象事業に従事する者の従事に伴う作業の時間部分に対する人件費
旅費	補助対象事業の実施に必要な国内出張に係る経費
会議費	補助対象事業の実施に必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費
謝金	補助対象事業の実施に必要な謝金
備品費	補助対象事業の実施に必要な物品（5年以上継続して使用できる物品に限る。）の購入又は製造に要する経費
借料及び損料	補助対象事業の実施に必要なリース又はレンタルに要する経費
消耗品費	補助対象事業の実施に必要な物品（備品費の対象となる物品を除く。）の購入又は製造に要する経費
外注費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
印刷製本費	補助対象事業で使用するパンフレット、リーフレット等の印刷製本費
諸経費	補助対象事業の実施に必要な通信運搬費、光熱水費その他の料金であって、使用に伴いその金額が算出できるもの
その他の経費	補助対象事業の実施に必要な経費で、市長が特に必要かつ適当と認めるもの

備考 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料、借入金等の支払利息及び遅延損害金、新聞代等の消耗品代、団体等の会費、弁護士費用、保険料等に係る費用は、対象外とする。

（制定理由）

別府市別府競輪地域振興事業補助金の交付につき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。